

**(建 8-131) 東員町都市計画マスタープラン改定及び  
都市計画道路桑名北部東員線の沿線地域の事業構想策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

## 1 目的

この要領は、東員町（以下「本町」という。）が発注する（建 8-131）東員町都市計画マスタープラン改定及び都市計画道路桑名北部東員線の沿線地域の事業構想策定業務委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から、広く提案を募り、業務を受託する事業者の選定手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の件名 (建 8-131) 東員町都市計画マスタープラン改定及び都市計画道路桑名北部東員線の沿線地域の事業構想策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務の期間 契約を締結した日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約上限額 金 13,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
※提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

## 3 応募条件

### (1) 応募者

- ① 応募者は、業務を遂行する能力を有する単独事業者とする。
- ② 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行うこととする。

### (2) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 本町との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び業務の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができること。
- ② 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に国または地方公共団体が発注した都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に基づく都市計画マスタープラン策定、改定業務又はこれに類する業務（以下「同種業務」という。）について、契約の履行を完了した実績を有すること。
- ③ ②に掲げる業務の他、以下のいずれかの業務について、契約の履行を完了した実績を有すること。
  - ・市街化調整区域における市街化区域への編入または用途地域の変更、地区計画の策定等、都市計画法に基づく決定手続きに対する支援業務
  - ・工業系用地適地選定またはこれに類する業務
  - ・都市計画道路に関する道路設計業務
- ④ 本業務では、応募者はプライバシーマーク（JISQ15001 準拠）または情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認定を受けているものとする。
- ⑤ 管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、都市計画マスタープラン策定または改定業務において管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者であること。
- ⑥ 担当技術者として、以下を全て配置すること。
  - ・技術士（建設部門—都市計画および地方計画）若しくは RCCM（都市および地方計画）の資格を有し、直近 10 年以内に同種業務（都市計画マスタープラン策定または改定業務）を元請けとして実施した実績を有する者 1 名以上
  - ・直近 10 年以内に上記③の業務に携わった経験を有する者 1 名以上
- ⑦ 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、都市計画マスタープラン策定または改定業務において管理技術者、担当技術者または照査技術者のいずれかの実績を有する者であること。

なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

### (3) 応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間において、次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく公正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者
- ③ 東員町建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成 31 年 1 月 22 日訓令第 2 号）に基づく指名停止措置、又は東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 29 年 10 月 24 日告示第 74 号）に基づく指名除外の措置を受けている者

## 4 スケジュール

内容	期日等
(1) プロポーザル公告	令和 8 年 5 月 13 日（水）
(2) 質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 27 日（水）
(3) 質問書に対する回答期限	令和 8 年 6 月 3 日（水）
(4) 参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 27 日（水）
(5) 企画提案書等の提出期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）
(6) プレゼンテーション	令和 8 年 6 月 15 日（月）
(7) 審査結果発表及び通知	令和 8 年 6 月 16 日（火）

## 5 実施要領等の配布

東員町ホームページ（<https://www.town.toin.lg.jp>）からダウンロード

## 6 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 受付期間 令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要及び業務実績書（様式 2）
- ③ 業務実績として様式 2 に記入した契約実績を証明する書類（契約書の写し等）
- ④ 会社概要のわかるパンフレット等（既存のもので可）

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、簡易書留とし封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と書いて、提出期限までに届くように発送すること。持参の場合は、受付期間中の午前 8 時 15 分から午後 5 時までの間に受け付ける（土・日曜日を除く）。

提出先は「15 問い合わせ先」のとおり。

## 7 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問があるときは、質問書（様式 3）を作成し、下記により提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

下記「15 問い合わせ先」に電子メール（[kensetu@town.toin.lg.jp](mailto:kensetu@town.toin.lg.jp)）により提出すること。

電子メールに質問書（様式 3）を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

- ① 令和 8 年 6 月 3 日（水）までに参加申込書を提出した全員に対し電子メールにて回答する。会

社名及び氏名等は公表しない。ただし、質疑の内容により回答できない場合がある。

- ② 質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルでは、業務の実施期間（令和8年度）の提案を求めるものである。

### (1) 企画提案を求める事項

仕様書に掲げる業務内容の各項目について実施方法、スケジュール等について具体的な提案を行うこと。

### (2) 提出書類

#### ① 企画提案書鑑（様式4）

#### ② 業務実施体制調書（様式5）

- ・業務を担当することとなる管理技術者1名、配置予定の全ての担当技術者及び照査技術者1名の業務分担について記述すること。なお、他企業やアドバイザー等の社外協力体制がある場合は、その内容も記載すること。
- ・用紙は、A4判（縦）片面使用とすること。
- ・文章の文字サイズは、10ポイント以上とすること。

#### ③ 配置予定技術者調書（様式6）

- ・応募条件（2）に示す要件に該当する管理技術者及び照査技術者1名並びに配置予定の担当技術者について、資格、経歴（実務経験年数）、業務従事実績等を記入すること。

#### ④ 企画提案書（任意）

- ・企画提案書は、「10 審査項目等」で掲げる「企画提案1」、「企画提案2」に対し、A4判、最低1ページを作成するものとする。但し、用紙は原則A4判片面とし、合計の枚数は20枚以内とすること。また、企画提案書にはページ番号を付番すること。  
なお、④企画提案書に業務実施体制及び業務実績について再掲することは差し支えない。
  - ・A3判の資料を挿入する場合は、片面とし、A4判2ページ分とカウントすること。
  - ・文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。
  - ・文章の文字サイズは10ポイント以上、イラスト、イメージ図の注釈等は8.0ポイント以上とすること。
  - ・企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。提出後における企画提案書の内容変更、差替え、又は再提出は認めない。
- #### ⑤ 提案見積書（任意）
- ・業務に必要な経費を算出し、見積書を提出すること（消費税及び地方消費税を含む。）。また、積算の内訳を添付すること（任意様式）。

**※企画提案書の記載内容に社名が特定される表記は行わないこと。**

### (3) 受付期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月10日（水）（必着）

### (4) 提出方法

企画提案書に係るすべての様式は、受付期間中に電子メール（[kensetu@town.toin.lg.jp](mailto:kensetu@town.toin.lg.jp)）により提出すること。

## 9 候補者の選定方法

### (1) 審査方法

審査は、次の日程で行う提案者によるプレゼンテーションの内容を選定委員会において審査し、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査・採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

なお、プロポーザル参加申込書（様式第1号）等を提出した者（以下「参加資格者」）に対

し、プレゼンテーションの時間と場所を決定した「参加資格審査結果通知書」を電子メールにより通知する。

番号	項目名	注意事項等
1	日時・会場	・令和8年6月15日(月) ・集合時間および会場については、事業者ごとに「参加資格審査結果通知書」で指定する。
2	順番	・プロポーザル参加申込書(様式第1号)の提出順とする。
3	持ち時間	・【プレゼンテーション】25分以内 ・【委員からの質疑】10分程度
4	出席者	・4人以内 ・事業者を特定できる名札等はつけないこと。
5	持参物等	・パワーポイント等を使用する場合は、東員町でプロジェクター、スクリーンの準備をするが、パソコン等は参加者が用意すること。なお、接続についてはHDMI接続を想定している。
6	審査について	・事前提出書類とプロポーザル参加者が行うプレゼンテーションの内容に基づき審査する。

## (2) 選定委員会

本プロポーザルを実施するにあたって、庁内「(建8-131) 東員町都市計画マスタープラン改定及び都市計画道路桑名北部東員線の沿線地域の事業構想策定業務委託 業者選定委員会(以下、選定委員会とする。)」を設置するものとする。

## 10 審査項目等

プレゼンテーションによる企画提案内容、審査項目、審査基準及び配点は、以下のとおりとする。

### (1) プレゼンテーションによる企画提案内容

実施体制 及び業務実績	本業務に対する実施体制 業務実績  (業務実績の例) ・都市計画マスタープラン策定(改定)業務 ・まちづくり基本構想又は基本計画策定業務 ・市街化調整区域における市街化区域への編入手続き及び用途地域の変更、地区計画の策定等、都市計画法に基づく決定手続きに対する支援業務
企画提案1	今回本町が策定する都市計画マスタープランは、“作る”から“動かす”すなわち運用まで見据えた改定が重要だと考えています。この上で次の項目について提案してください。  都市計画マスタープランの実行性確保に向けた策定プロセスや運用手法における創意工夫について
企画提案2	都市計画マスタープランの策定において、御社ならではの強みや取り組みについて提案してください。(下記の例参照)  例) 全国に支店を持つため、様々な事例を収集することができ、東員町が持つ課題解決案を類似事例をもって提案することができる。  例) デザイン部門を有しているため、町民にとって分かりやすく、読みやすい冊子を作成することができる。

※企画提案1、企画提案2のいずれかではなく両方に対するプレゼンテーションを作成してください。

## (2) 審査項目、審査基準及び配点

評価項目	内容	配点
業務実績 及び実施体制	本業務を迅速に遂行する体制が十分にできており、類似した経験と実績を有しているか。	5点
業務内容の理解度	東員町の現況および社会情勢の変化を的確に分析し、かつ別添「まちづくり方針」に記載する内容を十分に理解した提案であるか。	40点
企画、提案力	企画、提案の内容が提案者の専門性やノウハウに基づく魅力的な企画、提案であるか。 また、企画、提案内容は具体性及び実現可能性があると判断するに足るものであるか。	30点
見積額	業務コストの妥当性	25点
合計		100点

### 1.1 審査

#### (1) 審査方法

- ① 審査委員会は、提案者の企画提案書等の各項目について、審査委員ごとに採点を行い、合計点の最も高い者を受託候補者として選定する。
- ② 合計点の最も高い者が2者以上いる場合は、見積額の項目の得点の最も高い者を受託候補者として選定する。
- ③ 上記②の場合において、見積額の項目の得点の最も高い者が2者以上いる場合は、抽選により選定する。

#### (2) 結果通知等

審査結果は、参加した全ての者に文書で通知する。ただし、異議申し立ては受け付けない。

### 1.2 業務委託契約

- (1) 契約の締結は、第1位候補者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、技術提案内容（見積書を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。
- (2) 第1位候補者と契約に至らなかった場合は、第2位候補者と協議を行う。

### 1.3 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 上記3に定める応募条件等を満たしていない場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の審査委員又は本町関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

### 1.4 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

- (2) 提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザル実施期間中を除き、東員町情報公開条例の規定により第三者に公開される場合がある。
- (5) 契約後において、業務実施体制調書（様式5）に記載した管理技術者、担当技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできない。
- (6) プロポーザルの参加事業者が1者の場合であっても審査を行い、基準点を満たした場合は、受託事業者として選定する。

## 15 問い合わせ（書類提出先・質問書送付先）

東員町役場建設課

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電話番号 0594-86-2809      FAX      0594-86-2852

E-mail    kensetu@town.toin.lg.jp